

平成24年度
施策の基本方針

評価からはじめるまちづくり

平成23年11月
盛岡市

目 次

I 平成24年度に優先的に取り組む施策 ···· 1

II 各施策の基本方針 ※冒頭の数字は施策のコード番号

★ いきいきとして安心できる暮らし

1-1 健やかに暮らせる健康づくりの推進	··· 2
1-2 地域をリードする医療体制の確立	··· 3
1-3 共に歩む障がい者福祉の実現	··· 4
1-4 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実【主要施策】	··· 5
1-5 暮らしを支える制度の充実と自立支援	··· 6
1-6 みんなで支える子育て支援の展開【予算重点配分施策】	··· 7
1-7 ふれあいが広がる地域福祉の実現	··· 8

★ 安全な暮らし

2-1 自然災害対策の推進【予算重点配分施策】	··· 9
2-2 火災に強い消防体制の構築	··· 10
2-3 市民生活を守る安全対策の充実	··· 11

★ 心がつながる相互理解

3-1 元気な地域コミュニティ活動の推進	··· 12
3-2 人権を尊重する地域社会の形成	··· 13
3-3 多様な国際交流・地域間交流の推進	··· 14
3-4 快適な情報ネットワークの実現	··· 15

★ 共に生き未来を創る教育・文化

4-1 将来を担う次世代の育成【主要施策】	··· 16
4-2 いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築	··· 17
4-3 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション ライフの実現	··· 18
4-4 豊かな心を育む芸術文化活動の支援	··· 19
4-5 歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	··· 20

★ 活力ある産業の振興

5-1 活力ある農林業の振興【主要施策】	21
5-2 まちに活力を与える工業の振興【主要施策】	22
5-3 多様で活発な商業・サービス業の振興【主要施策】	23
5-4 地域資源をいかした観光・物産の振興【予算重点配分施策】	24
5-5 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進【主要施策】	25

★ 環境との共生

6-1 生活環境の保全	26
6-2 かけがえのない自然との共生	27
6-3 地球環境への貢献【予算重点配分施策】	28

★ 快適な都市機能

7-1 適正な土地利用計画の推進	29
7-2 魅力ある都市景観の形成	30
7-3 快適な居住環境の実現【主要施策】	31
7-4 うるおいのある公園・街路樹の確保	32
7-5 いつでも信頼される上水道事業の推進	33
7-6 健全な水環境・良好な水循環の創出	34
7-7 にぎわいのある市街地の形成	35
7-8 都市活動を支える交通環境の構築【主要施策】	36

★ 信頼される質の高い行政

8-1 健全な財政運営の実現	37
8-2 計画的で効率的な行政運営の推進	38
8-3 市民とともにつくる行政の実現	39
8-4 市民の負託に応える組織の構築・人材の育成	40
8-5 より便利な行政サービスの構築	41
8-6 自治の確立を目指す取組みの強化	42

平成 24 年度に重点的に取り組む施策

重点的に成果向上に取り組む施策の選定にあたっては、施策貢献度評価及び施策優先度評価の作業を通じて、都市戦略課題や社会経済情勢の状況等を総合的に勘案し、「東日本大震災の経験を踏まえた防災体制の強化及び再生可能エネルギーの導入をはじめとする環境問題への先進的な取組の必要性」、「平成 24 年に実施されるデスティネーション・キャンペーンや平泉世界遺産登録との連動」、「待機児童対策など子育て支援の更なる取組の充実」の観点から、4 つの施策を選定しました。

なお、東日本大震災の復興支援にかかる取組については、被災した沿岸市町村や被災地から当市へ避難している皆様のニーズの把握に努め、支援の輪を広げていく必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線影響問題については、国や県の動向を注視しながら対策を講じてきましたが、今後も県や関係市町村と連携しながら、長期的な取組を進めていきます。

予算重点配分施策 4 施策と主要施策 8 施策は次のとおりです。

予算重点配分施策 みんなで支える子育て支援の展開 → 7 ページ

予算重点配分施策 自然災害対策の推進 → 9 ページ

予算重点配分施策 地域資源をいかした観光・物産の振興 → 24 ページ

予算重点配分施策 地球環境への貢献 → 28 ページ

主要施策 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実 → 5 ページ

主要施策 将来を担う次世代の育成 → 16 ページ

主要施策 活力ある農林業の振興 → 21 ページ

主要施策 まちに活力を与える工業の振興 → 22 ページ

主要施策 多様で活発な商業・サービス業の振興 → 23 ページ

主要施策 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進 → 25 ページ

主要施策 快適な居住環境の実現 → 31 ページ

主要施策 都市活動を支える交通環境の構築 → 36 ページ

■これからの課題■

- 1 市民の健康増進を図るため、市民自らが生活習慣を改善して発病を予防する「一次予防」と、健康診査・がん検診等受診促進により病気の早期発見・早期治療を進める「二次予防」に重点をおいた取組が必要です。
- 2 生活習慣を起因とする高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、「メタボリック症候群¹」が疑われる早期の段階から、生活習慣病の発症を防止する取組が必要です。
- 3 社会情勢の変化に伴い、うつ病や自殺者が増加しており、こころの健康づくりが重要となっています。
- 4 乳幼児や児童、高齢者等が感染症にかかったり、病気がまん延することを防止する必要があります。
- 5 市保健所の機能を活用し、市民生活に直結する保健衛生情報及びサービスを迅速で効率的に提供する必要があります。

■基本的方向■

- 1 健康診査・がん検診の受診率向上のため、個人通知や広報、地域回覧等による周知を行い、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 2 市民一人ひとりが生活習慣改善の必要性に気付き、望ましい生活習慣を身に付けるために、各種健康づくり教室、病態別栄養教室などの集団健康教育や健康相談を行い、正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域に根差した健康づくりが推進できるよう、保健推進員等の健康づくりサポーターを育成し、活動を支援します。
また、特定健診の結果から発見された要保健指導者に、特定保健指導²や個別の健康教育により、個人の健康課題に応じた保健指導を重点的に行い、生活習慣の改善を支援します。
- 3 心の病気や休養の必要性について、正しい知識を普及啓発するとともに、精神保健関係の講座・講演会を開催します。また、こころの健康相談窓口について周知を図り、気軽に相談しやすい体制づくりに努めながら、盛岡市自殺対策推進連絡会議等を通じ、関係機関等の連携による自殺対策を推進します。
- 4 予防接種法による各種の予防接種を行うほか、乳幼児対象のインフルエンザ予防接種に対して助成をします。
- 5 健康診査等の保健事業とともに、精神・難病・感染症対策や学校、事業所等に対する栄養改善指導等の専門分野に関する一貫した総合的なサービスを提供するほか、感染症の集団発生、食中毒の発生等の健康危機管理に努めます。

¹ メタボリック症候群：内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、高血圧や脂質異常、高血糖等になり、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のことです。

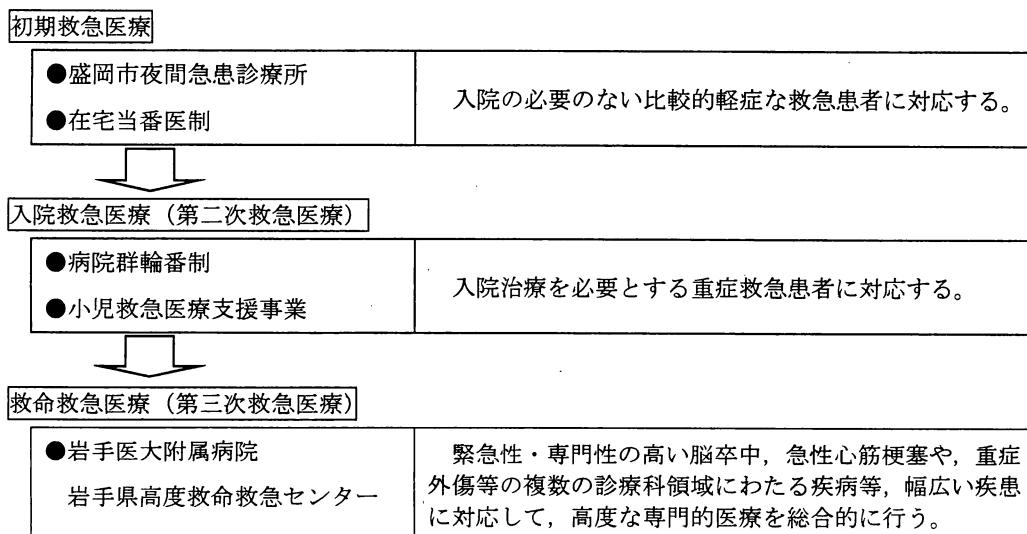
² 特定保健指導：医療保険者が行う特定健診により、国の基準で選定された要保健指導者に対し、一定のプログラムで行う指導（動機付け支援、積極的支援等）のことです。

■ これからの課題 ■

- 1 すべての人がいつでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の整備が求められています。
- 2 医師の確保は、個々の自治体のみでは困難であり、県全体で継続的に取り組む必要があります。
- 3 夜間などに比較的軽症な救急患者が、第二次・第三次救急医療機関に集中することは、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらしていることから、症状に応じた適切な受診を促進していく必要があります。
- 4 市立病院は、医療を取り巻く環境の変化や市民の医療ニーズの多様化に対応しながら、盛岡保健医療圏において他の医療機関との連携のもとに、公立病院としての役割を十分に発揮し、市民に良質な医療を提供していく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 医療機関の連携と機能分担を図り、信頼される地域医療と救急体制の維持に努めます。
- 2 県及び県内他市町村と協力して、将来県内の公立病院に従事しようとする医学生に対して、市町村医師養成修学資金の貸付けを実施し、医師の養成、確保に努めます。
- 3 夜間における安定した救急医療を維持するため、日中の受診や夜間急患診療所の症状に応じた適切な受診について周知・啓発を行うとともに、初期救急医療³機関として夜間急患診療所の安定的な運営に努めます。
- 4 市立病院では、亜急性期患者⁴の受入れを中心とした他の医療機関との連携を推進するとともに、「第2次経営改善計画」に基づき、収益の確保と費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。



³ 初期救急医療：入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者へ対応する救急医療のことです。盛岡広域医療圏では、下図のとおり初期～第三次までの救急医療の体制をとっています。市は夜間急患診療所において、初期救急医療を担っています。

⁴ 亜急性期患者：病気のなりはじめの自・他覚症状の激しい時期（急性期）が一段落し、症状も徐々に回復し安定していく時期にある患者をいいます。

■これからの課題■

- 1 障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整え、共に生きる社会の実現が求められていることから、地域の実情や障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる事業を推進していく必要があります。
- 2 今後においても、障がい者の障がいの特性等に応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。
- 3 現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者基本法」が改正され、さらに、「障害者自立支援法」に代わる制度等が検討されていることから、適切に対応していく必要があります。

■基本的方向■

- 1 障がい者の障がい程度や介護者、居住などの実情を踏まえ、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、共同生活介護（ケアホーム）⁵、共同生活援助（グループホーム）⁶、補装具⁷の給付、児童デイサービスなど、必要とする障がい福祉のサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図ります。
- 2 障がい者の地域における生活を支援するため、相談支援事業や手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、地域活動支援センター事業⁸、日中一時支援事業⁹、日常生活用具の給付、障がい者スポーツ大会の開催、点字広報の発行などの事業を実施します。
- 3 現在検討されている新しい制度に対応していくため、制度改正等の動向を注視しながらサービス内容や実施体制を検討します。

⁵ 共同生活介護（ケアホーム）：夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護援助を受けながら、共同で生活する場です。

⁶ 共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日に、相談など、日常生活上の援助を受けながら共同で生活する場です。

⁷ 補装具：障がい者の身体機能を補完、または代替するため、長時間にわたり継続して使用する義肢、歩行器、車いす、補聴器などです。

⁸ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供に加えて、次の区分に応じて事業を行う施設です。

I型---専門職員を配置し、相談支援事業等を行います。

II型---雇用、就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適用訓練等を行います。

III型---地域の障がい者団体等が行う通所による支援事業であり、地域の相談窓口や地域との交流事業、センター間の連携事業を行います。

⁹ 障がい者の家族の就労や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者に対する見守り、日常的な訓練又は創作活動の機会を提供する事業です。

■ これからの課題 ■

- 1 高齢化が急速に進行する中、高齢者の社会参加と生きがいづくり等に対し、多様な支援が求められています。一方で、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加も見込まれています。今後、高齢者を地域全体で支える新たな仕組みづくりが課題となってきます。
- 2 介護状態になることを防止するため、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握するとともに、介護予防事業への参加を働きかける必要があります。また、要支援・要介護高齢者となっても、住み慣れた地域で主体的な取組やサービスの提供が受けられるよう、地域で支える仕組みとして、地域包括支援センター¹⁰を中核とした関係機関とのネットワーク機能、いわゆる地域ケア体制を構築していく必要があります。
- 3 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加し、また、介護保険給付費が年々増大しています。介護保険制度の安定的な運営を確保し、適切なサービスを提供するためにも、介護給付の適正化事業を推進する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 高齢者の多様な生きがい活動の拠点として、老人福祉センター等の整備充実を図り、老人大学や老人作品展、老人スポーツ活動の場を提供するとともに、老人クラブ活動の促進を図ります。
また、ひとり暮らし高齢者の見守りや認知症高齢者への地域支援等の体制づくりなどを推進するため、社会福祉協議会や地区福祉推進会等の地域団体と連携しながら、地域住民相互の支え合い活動を支援します。
- 2 要支援、要介護状態にならないよう、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上を図るなど、介護予防事業を促進します。
また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービス施設の計画的な整備を推進するとともに、地域ケア体制の中核拠点として、7箇所の地域包括支援センター、12箇所の介護支援センター¹¹をネットワークで結び、連携して、相談支援や情報提供などを行います。
- 3 新規の要介護認定調査については、市が直接行うほか、介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言、指導・監査等の実施や、サービス利用者等に対する制度内容等の周知、居宅介護サービス計画の作成等を行う介護支援専門員に対する定期的な研修の実施などにより、引き続き介護給付の適正化に努めます。

¹⁰ 地域包括支援センター：地域の高齢者の健康維持、生活の安心、保健、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を行う機関として設置しています。地域支援事業として、「介護予防事業」、「総合相談、権利擁護事業」、「包括的、継続的マネジメント」及び「任意事業」を担う地域の中核機関です。

¹¹ 介護支援センター：地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行う機関です。

■ これからの課題 ■

- 1 当市の生活保護受給者は増加傾向にあり、平成23年9月末現在では3,577世帯、5,161人が保護を受けています。厳しい経済・雇用情勢による失業のほか、多重債務者、DV被害者、ホームレスなどが増加しており、生活保護受給者は今後も増加するものと予想されます。
- 2 国民健康保険事業については、景気の低迷などに伴い保険税収入が減少する一方で、保険給付費は増加傾向が続いていることから、税率の引き上げや国民健康保険財政調整基金の取り崩し、一般会計からの法定外繰入により運営してきたところですが、基金残高が底をつけ、収納率の大幅な上昇も見込めない状況にあることから、今後の国保財政は、より一層厳しくなることが想定されます。
- 3 後期高齢者医療制度については、制度運営を担う岩手県後期高齢者医療広域連合¹²と連携しながら適正に事務を遂行していますが、今後は、国が検討している高齢者医療制度の見直しに対応する必要があります。
- 4 住宅に困窮している低所得者へ市営住宅を提供しながら、適正な管理と建替事業などをを行い、居住環境の向上を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を目的としており、今後も稼働能力のある人に対しては、就労支援相談員やケースワーカーがハローワーク等との連携を図りながら、きめ細かな就労支援を行うほか、職場体験等事業により経済的自立や社会参加の促進を図ります。
- 2 国民健康保険事業では、資格の適正化や療養費等の通知などにより医療費適正化対策を講じるとともに、特定健診や人間ドックによる生活習慣病や病気の重症化の予防対策、訪問保健指導の実施により医療費の抑制を図ります。また、国保税の滞納については、納税者の事情に応じた納付相談を行うとともに、催告や滞納処分を適切に実施するほか、納税推進センターで電話による早期納付の呼びかけを行い、収納率の向上を図ります。
- 3 後期高齢者医療制度では、市の役割である保険料の徴収や窓口業務を適切に行うとともに、後期高齢者医療制度の見直しに関する国の動向を注視し、制度改革に応じた体制の構築を図ります。
- 4 住宅に困窮する低所得者に対して、公営住宅法に基づき低廉な家賃で市営住宅を提供し、生活の安定と福祉の増進に努めます。

¹² 岩手県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度の財政運営の広域化と安定を図るために、岩手県内の全市町村が加入し組織された団体で、被保険者の資格管理や保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っています。

■ からの課題 ■

- 1 子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事例の通報が増加傾向にあることから、子育て支援サービスの一層の充実が求められています。
- 2 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な活動拠点づくりが求められています。
- 3 保育所の待機児童及び多様化している保育ニーズに対応するため、保育所の受け入れ態勢の整備と、より効率的で多様なサービスの提供が必要となっています。
- 4 子育て家庭における子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。
- 5 安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。
- 6 妊娠、出産、子育てが安心してできるよう、健康診査の充実が求められています。

■ 基本的方向 ■

- 1 子育ての負担感等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター¹³やつどいの広場¹⁴）の機能の充実を図ります。
また、児童委員や児童相談所、保健所、医療機関、学校、保育所など関連機関等の緊密な連携の下、虐待の早期発見、早期対応、そして再発防止に至るまで、切れ目のない児童虐待防止に関する施策を推進します。
- 2 安心で安全な子どもの活動拠点を確保するため、計画的に児童館の増設に取り組むとともに、放課後児童クラブの支援に努め、放課後健全育成事業の推進を図ります。
- 3 保育所の入所定員の拡大等により、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを実施するほか、子育てに関する施策全体の充実を図ります。
また、保育所の民営化に引き続き取り組みます。
- 4 子育て家庭の経済的支援をするため、保育料軽減を継続するとともに、地域社会全体で子育てを支える取組である子育て応援パスポート¹⁵事業の協賛企業の拡大やPRに努めます。
- 5 子どもの安全を確保するため、継続的に公共施設や道路、公園等から危険箇所を除去し、安全な環境づくりに努めるとともに、赤ちゃんの駅¹⁶設置事業に取り組み、子ども連れでも外出しやすい環境づくりに努めます。
- 6 母体と胎児の健康管理を図り、安心して妊娠、出産できる環境を整えるため、妊婦健康診査の充実と乳幼児健診の定期実施により、病気の早期発見と健康管理の啓発に努めます。

¹³ 地域子育て支援センター：育児のノウハウを蓄積している保育所が、地域の子育て家庭に対し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習、保育園開放等種々の事業を行い、地域に密着した子育て支援を行うものです。

¹⁴ つどいの広場：広場を開設し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習を行いうものです。

¹⁵ 子育て応援パスポート：子育て中の世帯が市内協賛店にパスポートを提示することにより、企業等がそれぞれの子育て応援サービスの提供を行い、地域社会全体で子育て支援を行なうものです。

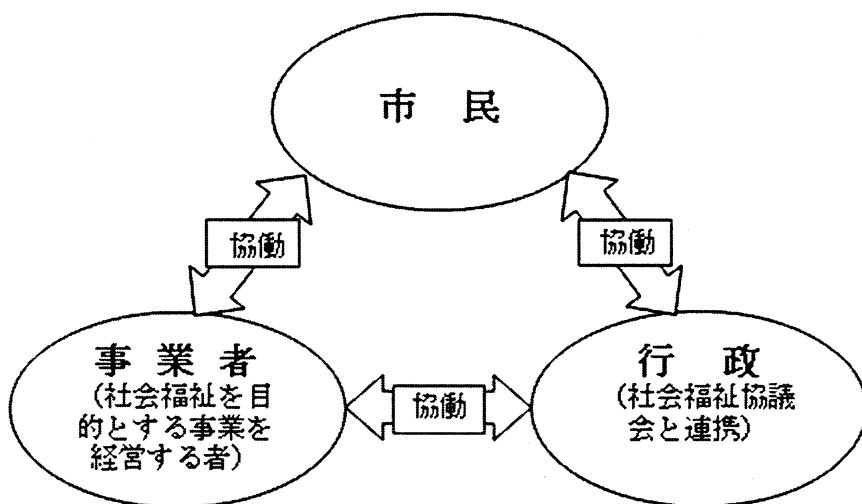
¹⁶ 赤ちゃんの駅：公共施設や商業施設に「授乳」や「オムツ替え」ができるスペースを設け、赤ちゃんの駅として指定を行い、乳幼児を連れた保護者の子育て支援を行なうものです。

■これからの課題■

- 1 社会経済状況の変化や少子高齢化が急速に進む中、核家族化や単身世帯の増加などの影響で、地域住民のつながりが希薄となり、地域で人と人が支え合う環境が整うよう推進する必要があります。
- 2 東日本大震災の経験から、地域で高齢者や障がい者などの災害時要援護者を支える体制をさらに強化する必要があります。
- 3 地域における支え合いの意識を醸成するため、ボランティア活動や地域福祉活動を活性化していく必要があります。
- 4 各福祉分野の連携を図りながら、総合的に福祉行政を推進するため、高齢者、障がい者、児童などの社会福祉に関する事項について、社会福祉審議会の意見を福祉施策に反映させる必要があります。

■基本的方向■

- 1 だれもが住み慣れた地域で、いきいきとして安心して暮らせるよう、市民・事業者・行政の協働のもとに、人と人が支え合う地域社会づくりを進めるため、その中心的な役割を担う地区福祉推進会や地区民生委員協議会の活動を支援します。
- 2 災害時要援護者の名簿を作成して、町内会、自主防災組織等の関係機関に提供し、災害時の避難支援や日ごろの見守りなどに活用し、地域における支え合い活動の推進を図ります。また、「市災害時要援護者避難支援ガイドライン」により、地域における災害時要援護者の避難支援対策に向けた取組を強化します。
- 3 自助、共助、公助の役割を明確にし、市民・事業者・行政が連携して、地域福祉活動やボランティア活動を進めるため、市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動したモデル地区の取組を積極的に地域に情報提供しながら、住民による地域福祉活動を促進します。
- 4 社会福祉審議会における、社会福祉に関する事項の調査審議を受け、その内容や意見を福祉施策に反映させます。



協働による地域福祉の推進・・・自助・共助・公助

■ これからの課題 ■

自然災害による被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」¹⁷の取組が重要であり、バランスのとれたハード事業とソフト事業の展開が必要です。

また、全国的に、自然災害に限らず住民の安心・安全を脅かす事案が続いていることから、様々な危機に対応できる市の体制づくりが必要です。今年度に策定予定の盛岡市危機管理指針を踏まえ、危機管理体制の充実を図ります。

- 1 市における自主防災組織の結成率は、69.8%（平成23年9月時点）と上がってきていますが、岩手県の72.5%及び全国の74.4%（22年4月時点）と比較すると、まだ低い状況にあり、町内会を基本とした自主防災組織の結成をさらに推進するとともに、災害時に効果的な活動ができるよう結成後の継続した訓練等の実施が必要です。
- 2 東日本大震災を踏まえて、市民と市の的確な情報伝達・情報収集により被害の軽減を図るため、「エリアメール¹⁸」や協定に基づく報道機関の放送、市のホームページの活用などのほか、さらなる情報伝達・情報収集システムの構築が必要です。
- 3 盛岡南地区都市開発に伴い、増加する雨水への対応のため、平成5年度から都市基盤河川改良事業として南川の改良事業を進めているところですが、事業の進捗率は26.5%であり、流域の浸水被害を防ぐためにも事業を進める必要があります。
- 4 20年5月に洪水ハザードマップを全戸配布しましたが、防災マップについては、16年度に旧市域に配布以降は作成していないことから、玉山区を含めた防災マップを作成する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市民の防災に対する意識の醸成を図り、町内会単位など、地域の実情に沿った自主防災組織の結成促進を図るとともに、結成後の自主防災組織の訓練指導や助言、リーダーの育成研修の開催など、育成強化に努めます。
- 2 災害時の住民への情報伝達手段として、防災行政無線やコミュニティFMを活用した情報伝達の調査研究を、また、行政内部での情報収集と情報共有手段として、「災害対応用G I S¹⁹」の整備についての検討をそれぞれ進めるとともに、県が行う「いわてモバイルメール」や市のホームページなど、インターネットを活用した市民への情報配信など、行政と住民間の防災情報共有化を推進します。
- 3 盛岡南地区の雨水排水放流先としての機能を早期に確保するため、市は国道4号横断部を含む上流側を都市基盤河川改良事業で施工し、下流側を岩手県が総合流域防災事業で施工するとともに、JR西側区間の道明地区土地区画整理事業区域内及び下飯岡地区の整備方針について検討を行い、流域内の浸水被害を防ぐことができるよう事業を進めます。
- 4 市民一人ひとりが日頃から防災情報を知り、災害時の被害を軽減するため、防災マップの作成や、ホームページなどの広報媒体を活用した防災情報の提供に取り組みます。

¹⁷ 自助・共助・公助：災害時には、まず「自助」として自分の身を守ることが第一です。次に、隣近所の人たちと協力し合う「共助」が重要です。公的な支援活動（「公助」）が開始されるまでは、自助及び共助で活動をしていくことが大切です。

¹⁸ エリアメール：気象庁が配信する緊急地震速報や、市の災害・避難情報を、市内のエリアにあるNTTドコモの携帯電話（適応機種）へ、回線混雑の影響を受けずにメールで送信するシステムです。

¹⁹ G I S：Geographic Information Systemの略で、デジタル化された地図（地形）データと統計データや位置の持つ属性情報など関連したデータとを総合的に扱う情報システムです。

■ これからの課題 ■

- 1 複雑多様化、また高齢化が進む現代社会において、火災をはじめとする各種災害に迅速かつ的確に対応し、地域住民の生命、身体及び財産を守るために、消防職員の増員や消防・救急車両の更新と併せて、老朽化の進む消防庁舎の整備を進める必要があります。
- 2 火災から住民の生命を守るため、住宅防火対策の啓発や事業所の防火管理体制の徹底などにより、防火意識の高揚を図る必要があります。
- 3 災害応急対策の拠点としての機能が求められる盛岡中央消防署庁舎の建設及び消防・救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行（平成28年5月31日が移行期限）について、推進する必要があります。
- 4 地域に精通し、大きな防災の力として活躍する消防団員が、年々高齢化や減少傾向にあることから、消防団員を確保するためにも処遇の改善や装備品、消防屯所や消防防災拠点施設の整備充実を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 災害に強い安全なまちづくりのため、「消防力の整備指針」²⁰を踏まえた警防人員、消防施設の整備を計画的に推進します。
- 2 春・秋の火災予防運動や住宅用火災警報器の設置促進について、自主防災組織や婦人防火クラブなど関係団体との連携を図りながら行い、地域及び住宅等の防火意識の高揚を図ります。
- 3 高機能消防指令センターと消防本部機能を備えた盛岡中央消防署庁舎の建設、及び消防・救急無線のデジタル化に対応するため、計画的に整備を進めます。
- 4 事業所等の従業員が消防団に入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備に向けて「消防団協力事業所表示制度」²¹を活用するなど、消防団員の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上や処遇改善、消防屯所や消防防災活動拠点の整備・充実を計画的に推進します。

²⁰ 消防力の整備指針：国（消防庁長官）が地方自治体（都道府県・市町村）に対し、目標とすべき消防力（施設・人員等）の整備水準を示すために定めた告示です。

²¹ 消防団協力事業所表示制度：消防団活動に積極的に協力している事業所に、市町村が消防団協力事業所表示証（シルバーマーク）を交付する制度です。交付した事業所等のうち、特に顕著な功績が認められるものには、消防庁が、消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）を交付します。

■ からの課題 ■

- 1 市の交通事故発生件数は、平成15年以降、減少傾向が続いているが、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。22年は交通事故死者9人中6人を高齢者が占めており、高齢者を交通事故から守る取組が重要となります。
- 2 市の刑法犯発生件数は、13年以降、減少傾向が続いているが、子どもに声をかけたりするなどの不審者情報が後を絶たない状況にあります。
犯罪の被害に遭わないよう、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、「地域の安全は地域で守る」という観点から、地域ぐるみでの取組が推進されるよう支援していく必要があります。22年4月に施行された「盛岡市防犯活動推進条例」に基づき、地域で行われる防犯活動に対する支援や市民の防犯意識の向上等の取組が重要となります。
- 3 悪質商法や振り込め詐欺等の被害が多いことなどから、消費者被害の救済やその予防等、消費者の保護と自立支援への取組を進める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 子どもを対象とした交通安全教室のほか、高齢者を対象とした在宅訪問指導、交通安全シルバー推進員²²を対象とした交通安全教室や、安全運転実技講習会の開催など、高齢者に対し交通安全意識の浸透を図ります。
- 2 地域における自主的な防犯活動に対する支援や、市民の防犯意識向上のための啓発活動や情報提供などの防犯対策を推進します。
- 3 訪問販売、電話勧誘、クレジット契約、多重債務など消費者被害の救済、生活上の問題を解決するための相談、あっせんを行います。

また、関係部署において多重債務問題を抱える市民を積極的に把握して債務整理を支援するとともに、関係機関と連携しながらその後の生活再建を支援するほか、高齢者や勤労者、学生を対象に悪質商法や多重債務、金銭教育等に関する講座の開催や、広報紙を活用した啓発により消費者意識の高揚を図ります。



子どもの金銭教育に関する出前講座

²² 交通安全シルバー推進員：高齢者の交通安全意識の高揚を図るために、各老人クラブからの推薦により市長が委嘱した人で、交通安全の啓発活動などを行います。

■ これからの課題 ■

- 1 コミュニティ活動²³のさらなる活性化を図るため、コミュニティリーダーを養成する必要があります。
- 2 コミュニティ組織²⁴を構成し、その活動の基盤となっている町内会・自治会においては、高齢化の進展や役員のなり手がいない、地域住民の町内会・自治会活動への参加が少ないなど、様々な課題をかかえています。

地域コミュニティ活動を活性化し、元気なまちをつくっていくためには、これらの課題を解決しながら、構成団体である町内会・自治会の活動の活性化を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 地域住民のコミュニティ活動への参加や住民同士の活発な交流の中心的役割を担うリーダーの育成を図るため、コミュニティリーダー研修会を開催します。
- 2 30 のコミュニティ地区において、地域特性を生かした主体的なまちづくりが推進されるように、情報提供（地域活動情報紙の発行等）を行い、市役所の窓口では町内会・自治会への加入や活動への参加を呼びかけるチラシを配布します。

町内会・自治会を結集した活動を展開している町内会連合会の運営費を助成するほか、単位町内会・自治会の自主的な活動を促進するため、各種事業等に助成することにより経費負担を軽減し、町内会・自治会活動の活性化を図ります。

また、新市建設計画に基づいて、玉山区にコミュニティセンターの整備を推進します。



自主防災をテーマにした研修会

²³ コミュニティ活動：コミュニティ組織による活動のほか、町内会・自治会による活動など、地域住民による自主的な活動をいい、その目的は自分たちの住む地域をみんなで住みよいものにしていこうとするものです。

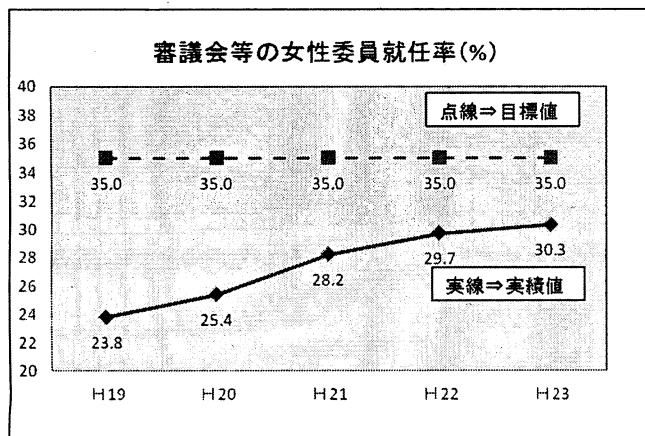
²⁴ コミュニティ組織：地域の課題に広域で取組、市全体が均衡のとれた発展をしていくためには、ある程度の広さと人口を対象とする必要があることから、中学校区程度の広さを目安に、おおむね人口1万人から2万人を基準に、複数の町内会・自治会で構成する地区を、市がコミュニティ推進地区として設定し、30のコミュニティ組織が結成されています。

■これからの課題■

- 1 男女共同参画意識の高揚と支援活動に関しては、会社、地域など社会全般において指導的地位における女性の割合が少ないとことなどから、庁内の審議会等における女性委員就任率が目標を下回っています。
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、昭和59年の宣言時からの時間の経過などがあり、市民アンケート調査において、「非核平和都市宣言を知っている」と答えた市民の割合が減少してきています。
- 3 配偶者等からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）は、基本的人権の重大な侵害であり、その防止や被害者保護のため様々な法整備がなされてきましたが、相談件数は増加傾向にあります。DV防止ための啓発や被害者支援の充実を一層推進する必要があります。

■基本的方向■

- 1 男女共同参画意識の高揚と活動支援に関しては、女性の市政への参画を拡大するため、それぞれの審議会で女性委員を積極的に登用するなど、女性委員就任率を向上させる取組を強化します。
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、「非核平和都市宣言」の周知を図ります。
- 3 人権侵害である女性に対するあらゆる暴力をなくす環境づくりを推進するため、若年層に対する意識啓発など、DV防止のための啓発に努めるとともに、被害者支援の充実に努めます。



■ これからの課題 ■

- 1 国際交流については、(財) 盛岡国際交流協会をはじめとした民間団体と協働で国際相互理解と国際友好親善の促進を図っていますが、さらに協会と協力し賛助会員を増やしながら国際交流を推進する必要があります。
- 2 市には現在約1,300人の外国籍市民が居住していますが、在住する外国籍市民に対する様々な生活支援をする必要があります。
- 3 地域間交流については、産業団体や文化団体、NPO、一般企業、及び市が加盟している北上川流域市町村連携協議会や秋田岩手地域連携軸推進協議会など、これらの様々な団体が母体となって、地理的つながりや歴史的つながりに基づく交流イベントが様々な分野で行われています。

これら事業に関して、関係団体との情報共有、連携・協力、市民への周知・啓発などを図り、円滑な実施と交流の促進、拡大に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 幅広い交流を推進するために、(財) 盛岡国際交流協会において、国際交流に多くの市民が参加していただけるような催しを企画するとともに、講座やイベントの周知・啓発に努め、協会の賛助会員増加に取り組みます。
- 2 外国籍市民に対し、基本的な生活ルール・災害時の対応等の情報提供をする事業を行います。
- 3 地域間交流については、事業を実施する関係団体との連携を図るとともに、各地域間交流イベントの充実、市民等への周知・啓発、次世代育成の観点から若年者の参加促進に努めます。

また、歴史・文化等をゆかりに交流が深まっている都市との連携交流について、さらに発展的な関係を構築できるよう今後のあり方を検討します。



市内の中学生がビクトリア市を訪問



留学生等と市民との交流（「アジアの屋台村」）

■ これからの課題 ■

- 1 インターネット上における、市民の交流の場として、もりおか地域SNS²⁵の運用を行っていますが、この周知と利用促進が課題です。また、インターネット公共端末については、設置場所の統廃合を含め、利用のあり方について検討が必要となっています。
- 2 携帯電話の不感地区が存在しており、これへの対応を進める必要があります。
- 3 本市においては、今後においても、光ファイバーのエリア拡大に向け、民間通信事業者への働きかけを行う必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 もりおか地域SNSへの市民の参加促進に努めます。また、公民館等の施設に設置しているインターネット公共端末は、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図るほか、その他に利用できるサービスの拡大について検討を行います。
- 2 携帯電話の通信事業者とともに、携帯電話通話エリアの拡大に努めます。
- 3 光ファイバーの未整備地区の状況把握に努めながら、引き続き通信事業者への整備の働きかけを行うとともに、ブロードバンド²⁶の利活用の検討を行います。



もりおか地域SNSマスコットキャラクター
「もりぴょん」



インターネット公共端末

²⁵ 地域SNS (Social Networking Service) : SNSとはコミュニティ型のインターネットのサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する会員制のサービスで、地域SNSは日常的に日記や電子掲示板として利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスです。

²⁶ ブロードバンド : 高速のインターネットを利用できる光ファイバーなどのデジタル回線やCATV(ケーブル・テレビ)、無線等を利用した高速・大容量通信です。

■ これからの課題 ■

- 1 盛岡の先人教育については、子どもたちの「夢」と「誇り」と「志」を育むため、家庭、地域等にも趣旨の理解が広がるよう内容の充実を図る必要があります。
- 2 学力検査において、小学校の国語、算数及び中学校の国語、数学、英語とも全国水準を上回っていますが、中学校の数学、英語は一層の向上を図る必要があります。
- 3 体力運動能力検査において、小中学校とも全国水準を上回っていますが、小学校は一層の体力の向上を図る必要があります。
- 4 不登校については、新たな不登校児童生徒を出さない配慮が大切であり、児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組とともに、関係機関等との連携が必要です。
- 5 市立小中学校等の配置については、少子化の進行等学校教育を取り巻く環境が変化しており、適正配置基本方針に基づいて適正配置を検討していく必要があります。学校給食については、中学校の完全給食未実施校と実施校との均衡を図る必要があります。
- 6 学校施設等の整備については、第2次耐震診断結果に基づく耐震補強の推進と児童生徒急増地区への対応のほか、老朽施設の大規模改造工事や改築等を検討する必要があります。また、教材教具等備品の更新など、学習環境の整備充実を図る必要があります。
- 7 市立小・中・高等学校等における校内LANは未整備であり、校務の情報化や生徒指導、授業用資料等の作成の効率化を図るために、早急な整備が必要です。
- 8 子どもを取り巻く環境は大きく変化してきていることから、児童生徒・家庭・地域社会・学校・行政が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという教育振興運動への期待が高まってきています。

■ 基本的方向 ■

- 1 先人教育については、先人に関わる授業や体験のための実践事例集の作成や委託研究校の指定、教員研修等小中学校での取組を中心に先人教育推進計画の推進を図ります。
- 2 学力向上については、教員研修の充実を図るとともに個に応じたきめ細やかな指導体制を確立します。市立高校では、学力向上と進路希望実現のため、コース制の充実やカリキュラムの見直し、入試制度の改善等、教育環境の整備と特色ある学校づくりに努めます。
- 3 体力運動能力の向上については、体育学習の充実や健康・安全に対する教育の取組を進めるとともに、学校体育施設も計画的な整備に努めます。
- 4 不登校については、一人ひとりの実態に即したきめ細かな指導を行い、新たな不登校児童生徒を出さない配慮、児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組に努めます。
- 5 市立小中学校等の配置については、基本方針及び状況調査に基づき、小中学校の適正配置について検討を進めます。完全給食未実施の10中学校の給食については、黒石野中学校ほか3校での実施を踏まえ、選択制完全給食の拡大を図ります。
- 6 学校施設等の整備については、第2次耐震診断等の結果や老朽度等を勘案して改築、改造成・耐震補強の方針を決定し、学校施設等整備基本方針等に基づき計画的に整備を実施します。また、破損や老朽化が進んだ備品を更新し、学習環境の整備充実を図ります。
- 7 校内LANについては、校務の効率化のため、計画的な整備に努めます。
- 8 教育振興運動については、学校と家庭・地域社会が連携して、地域の教育課題を明確にしながら、地域に根ざした運動が展開できるように努めます。また、学校では、地域の教育力の学校教育への導入拡大により、地域と一体となっての学校運営を推進します。

■ これからの課題 ■

市民アンケートによると、「この1年間に何らかの学習をした市民の割合」は、平成19年が44.1%、22年が39.8%と減少傾向にあり、市民一人一人が、いつでもどこでも生涯学習に取り組める環境の整備が求められています。

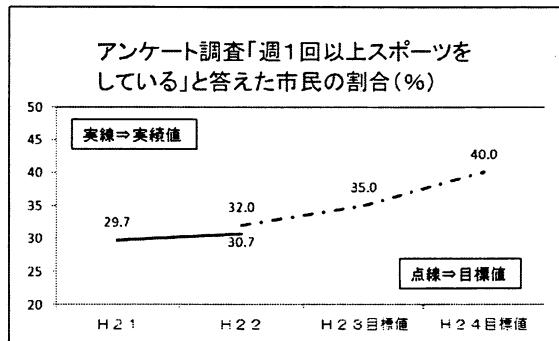
- 1 市民の学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、時代や社会の要請に応えるための現代的課題に関する学習機会を充実する必要があります。
- 2 市民への学習情報の提供について、「広報もりおか」や市ホームページなどで周知していますが、より効果的な周知方法を研究する必要があります。
- 3 生涯学習に関する相談に的確に対応するため、学習情報提供システムを構築する必要があります。
- 4 市内全域にわたる図書サービスの推進を図るため、各図書館と公民館図書室や活動センター図書室などを結んだ図書ネットワークを推進していく必要があります。
- 5 生涯学習の推進のためには、市民が学習の成果を社会に還元し、自己実現を図る活動場所の提供が必要となります。そのため、経年劣化により老朽化した社会教育施設の改修や、新築・改築要望のある施設の整備を進めるとともに、施設の適切な管理運営に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市民が家庭教育や社会教育への関心を高め、自発的に生涯学習に取り組むことを支援するため、指導者や学習情報のデータベースを作成し、学習機会の充実に努めます。
- 2 講座など事業情報の市民への提供は、ホームページ上で掲載するなど、その内容の拡充に努めるとともに、広報媒体についての検討など、効果的な周知方法の研究を進めます。
- 3 生涯学習相談に的確に対応するため、岩手県の生涯学習情報提供システムとの連携を深めるなど、学習情報提供の仕組みや運用体制等について検討を進めます。また、高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに、現代的課題解決のために、関係機関や関係団体との連携を深めます。
- 4 図書ネットワークを促進するため、公民館図書室や活動センター図書室のコンピュータ化の検討を進めます。
- 5 利用者の利便と安全を確保するため、老朽化の進む社会教育施設の修繕を計画的に実施し、施設の適切な管理運営に努めます。また、松園地区公民館については、東松園小学校の余裕教室活用部分の整備を進め、平成24年度中の完成を目指します。見前南地区公民館の整備については、早期着工に向けて検討を進めてまいります。

■ これからの課題 ■

- 1 市民一人ひとりが、生涯にわたりスポーツやレクリエーションを楽しむスポーツ・レクリエーションライフを実現するためには、スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、市民が継続的に活動するための魅力ある企画や情報提供等、多面的な環境づくりを進める必要があります。
- 2 競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援等とともに、スポーツに対する市民の関心を高め競技スポーツへの理解を深める必要があります。
- 3 子どもたちの希望の沿った活動の推進やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。
- 4 市民がスポーツを継続するためには、身近な場所に気軽に利用できる体育施設があることが望ましく、体育施設のより効率的な運営と施設の充実を図る必要があります。
- 5 平成 28 年岩手国体の開催に向けて、組織体制と施設の整備を進める必要があります。



■ 基本的方向 ■

- 1 生涯スポーツを推進するため、「総合型地域スポーツクラブ」²⁷を育成・支援するとともに、市民の多様なニーズに応えるため、適切な指導ができるスポーツ指導者の発掘や養成、活用を図ります。特に市体育指導委員の積極的な活用を図りながら、高齢者等を対象としたニュースポーツの普及拡大を図ります。また、市体育協会をはじめ各種団体と連携し、スポーツ・レクリエーションに関する情報や親しむ機会を広く提供します。
- 2 岩手県や市体育協会、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体と連携を図りながら、盛岡市次世代体力・運動能力向上プロジェクトを実施し、競技スポーツの指導者の確保と一貫した指導による競技力の向上に努めます。また国民体育大会や県民体育大会に参加する選手や各競技団体の主催するスポーツ大会を支援し、市民の競技スポーツへの関心を高め、競技力の向上を図ります。
- 3 子どもの複数種目での活動や総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との交流、指導者やスポーツ少年団の研修などスポーツ少年団の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。
- 4 市民が、社会体育施設を安全、快適に使用できるよう計画的な改修等の実施、運営の効率化を図るとともに、学校体育施設について利用方法などの更なる周知を図り、地域住民の利用促進に努めます。また、計画的な体育施設の整備に努めます。
- 5 平成 28 年岩手国体の開催に向けた準備委員会及び事務局体制の整備並びに競技施設の計画的な施設整備に努めます。

²⁷ 総合型地域スポーツクラブ：ヨーロッパで普及しているスポーツクラブの形態で、地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がいのある人までのスポーツを愛好する人々が参加できるスポーツクラブです。

■これからの課題■

- 1 市民の価値観が多様化していることから、コンサートや演劇、美術展等の芸術鑑賞事業や各種の講座など、文化会館が実施する芸術文化に親しむ機会を提供する事業は、市民ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの館の特色をいかしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。
- 2 芸術文化活動の振興を図るために、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業等に対して共催や後援を行い支援していますが、自主的な活動を促進するため、更に効果的な支援、育成に取り組む必要があります。
- 3 安全・快適で機能的な活動環境の確保に当たっては、芸術文化活動の拠点である文化会館の適正な管理運営と計画的な施設設備の維持・保全に努める必要があります。

■基本的方向■

- 1 芸術文化活動の拠点である文化会館各館の特徴をいかし、各館の連携を図りながら、多様で広範囲な分野での魅力ある芸術鑑賞機会を提供していきます。また、子どもたちが優れた芸術文化に触れて、豊かな感性や創造力を育てるよう鑑賞機会を創出・支援するほか、市民や各分野の専門家、各種文化活動参加者の意見、要望を反映させながら事業の充実を図ります。
- 2 盛岡芸術祭や市民音楽祭等の開催を通して、発表の場を提供するとともに、盛岡芸術協会を始めとする各芸術文化団体の支援に努めます。また、優れた芸術文化公演や事業等の共催や後援を行い活動を支援するとともに、市民の幅広い文化活動を奨励します。さらに、音楽や演劇等の各種講座を設けて、市民が芸術文化活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- 3 芸術文化活動の拠点施設である文化会館を、安全・快適で機能性の高い施設として市民の利用に供するため、その施設設備の維持保全に努めるとともに、施設等の経年変化に対応するため、修繕を計画的に実施し、施設の適切な管理運営に努めます。



盛岡芸術祭開会式



演劇ワークショップ

■これからの課題■

- 1 文化財を始め歴史的・文化的資源は、歴史や文化に関する各々の地域の固有資源であり公共的な価値の高い資産であることから、その収集、記録保存、維持管理に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。
- 2 地域に引き継がれている文化財等については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流や街の活性化のため幅広い活用を図る必要があります。
- 3 遺跡等の埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。
- 4 志波城跡や盛岡城跡等の史跡については、重要な歴史的・文化的資源として整備に努め、市民の学習等の拠点として活用するとともに、周辺施設との連携や機能の整備を図りながら、集客力があり賑わいを創出できる歴史的観光資源として活用していくことが必要です。
- 5 無形民俗文化財は、身近に触れることができる市民生活に根ざした固有の資源であり、その保存と継承、後継者の育成が必要です。
- 6 博物館施設の適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

■基本的方向■

- 1 文化財を始め歴史的・文化的資源について、基礎的な情報を得るために諸調査により、その把握に努めるとともに、各資源の記録、保存、収集等を進め、将来に引き継ぐための取組を進めます。
- 2 市民の歴史学習や地域の活性化、また、まちづくりの諸施策の推進に対応するため、歴史的資源を検証して情報の提供・発信に努めるとともに、景観保全施策や町並みを生かした観光推進施策との連携を図ります。また、公開や市民講座の実施など、市民との協働による歴史的資源の活用に努めます。
- 3 埋蔵文化財について、埋蔵文化財包蔵地の周知に努め、市民の理解を深めてもらうとともに、開発事業との調整を図ります。また、遺跡の学び館において埋蔵文化財の調査、研究、収蔵等を進め、その成果の展示や活用に努めます。
- 4 志波城跡や盛岡城跡等の史跡については、歴史的・文化的固有の資産であることから、次世代へ引き継ぎ、活用するため、学術調査を進めて十分に検証、評価し、その成果に基づいた保存整備事業を進めます。
- 5 無形民俗文化財について、盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会等を支援して活動発表の機会や交流の場を設けるなど、保存や伝承活動、後継者育成の取組を進めます。
- 6 博物館施設の適切な管理運営について取組を進めるとともに、老朽化や市民要望に対応するため、計画的な施設の保全、整備に努めます。

■ これからの課題 ■

県内最大の消費地である地域特性を活かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向け、次の課題があります。

- 1 認定農業者や後継者及び意欲的な経営体の育成と、農業基盤施設の適正管理による機能維持
- 2 戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払制度等による営農活動の支援
- 3 減農薬、減化学肥料による特別栽培など農畜産物の販路拡大の促進
- 4 短角牛などブランド商品開発、産直施設の経営強化、グリーンツーリズム²⁸等の強化
- 5 農・商・工が連携した6次産業化による地場農畜産物の高付加価値化と販路の開拓
- 6 農地の有効利用と耕作放棄地の解消
- 7 有機物資源活用施設の整備と運営方法
- 8 市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森林の育成

■ 基本的方向 ■

農家林家にとって生産から販売までが身近なものとなり、生産への喜びが高まる施策の展開を図ります。また、市民との交流を通して、農林業への社会的意義の認識が深まることにより、生産活動への積極的な取組が促進され、所得の増大とともに農村集落の維持を図ります。

<農業>

- 1 戸別所得補償制度を活用した飼料用米や加工用米など新規需要米の生産拡大を図るとともに、農地の有効活用に努めます。
- 2 もりおか短角牛、行者にんにく、アロニアなど農畜産品のブランド開発による販路拡大に努めます。
- 3 農畜産物等の6次産業化について、リンゴや米粉などを使った加工品開発および販路拡大に努めます。
- 4 耕作放棄地の減少と新規就農者の増加を図るため、市独自の施策と関係機関との連携に努めます。
- 5 有機物資源活用施設を活用した畜産農家と耕種農家の有効的な連携に努めます。
- 6 都市型農業についての消費者意識の醸成と、都市農村交流による地域の活性化に努めます。

<林業>

- 1 利用間伐の増加と市産材の供給増加による森林所有者と林業従事者の所得の向上に努めます。
- 2 市産材の利用拡大による森林整備や再造林を促進し、森林の公益的機能向上に努めます。
- 3 チップボイラーなど木質バイオマスの利用拡大に努めます。



²⁸ グリーンツーリズム：旅行者が農家などに滞在し、農林漁業体験や地域の文化・自然を楽しむ体験型観光のことです。

■ これからの課題 ■

平成17年以降、地場企業の生産基盤の整備や大学等の知的財産を活用した産業支援を行うための施設を整備してきました。しかし、長期の景気低迷や原油・原材料価格の高値傾向、最近の海外経済の減速や産業の国内空洞化により、当市の工業は極めて厳しい状況にあるほか、指標である製造品出荷額等が減少しており、今後の工業振興に向け新たなビジョンや施策の展開が求められています。このような中、地場企業や企業立地、新規創業の各分野で次のような課題があります。

- 1 低迷している地場企業や伝統産業においては、当市で継続して企業活動を行うために財務面や付加価値の高い新製品の開発支援、後継者育成などの支援が求められています。

また、一方で特に新技術や新製品の開発意欲のある企業を発掘し、オンリーワンの技術開発・新製品開発により産業の活力を高めるため、産学官連携を一層推進し、企業間あるいは大学や研究機関等との共同研究や事業化などを支援していく必要があります。

- 2 企業立地の面では、市内の大学や研究機関の知的財産を活用する企業、産学官連携研究センターなどの市の新技術・新製品開発拠点を活用した企業及び盛岡広域地域産業活性化基本計画の指定集積業種である「組込みソフト・IT関連産業、食料品製造業」などの市内への立地が求められているほか、これら企業などの立地を進めるため、安価で交通アクセスに恵まれた新たな工業用地の整備が求められています。

また、地元での起業促進も重要であり、新たなサービスの提供、新ビジネスモデルによる創業など、起業をする方、創業間もない方への経営支援などが求められています。

■ 基本的方向 ■

市の工業振興のビジョンを策定し、ビジョンの達成に向けた有効で効果的な工業振興策を研究するほか、地場企業への支援や企業立地に向けた次の取組を行います。

- 1 地場産業に対し、一定の条件の下、県信用保証協会への保証料を市で負担するなど資金面から支援する適切な金融施策を行うほか、後継者難にある伝統工芸の振興に向け、後継者育成や販売活動の支援に努めるとともに、食料品製造業を中心とした地場の事業者の新製品開発等に対し支援を行うなど、地場産業の振興に努めます。

また、中小企業が大学や研究機関等と共同で行う新技術・新製品開発の研究を支援するほか、産学官連携研究センターにおける岩手大学と企業との共同研究等、新事業創出支援センターにおける実用化に向けた研究開発や試作品生産などに対し、インキュベーションマネージャー²⁹（IM）を配置し、経営指導や新製品の販路開拓支援を行います。

- 2 企業立地の推進については、盛南地区の産業等用地や盛岡テクノパークへの企業の誘致を推進するとともに、玉山区に製造業を中心とした新たな工業団地整備のため、企業動向の把握や開発の具体化に向けた事業を進めます。

また、産業支援センターに指定管理者制度を導入し、入居者へのサービス向上を図るほか、IMによる入居者や市内の創業間もない方への経営支援を行うとともに、起業家塾を開催するなど起業家を育成します。

²⁹ インキュベーションマネージャー：新たに事業を起こうとする人に対し、事業の立ち上げ、経営体制づくりなどの経営課題や事業提携、助成制度の活用など、不足するものを幅広く補い、相談相手となって事業まで導く人。

■これからの課題■

- 1 景気低迷の影響等により、市全体の卸・小売の年間販売額や従業員数等が減少傾向にあるなか、特に郊外型大型店の立地や少子・高齢化の進展により、「まちの顔」ともいるべき中心商店街の年間小売販売額、商店数、従業員数が減少しています。
- 2 中心市街地をはじめ、各商店街が集客力を維持向上させていくためには、大型店や量販店にはないサービスや、地域の特性を活かしたより魅力ある商店街や個店づくりが必要です。
- 3 高齢化の進展と相まって、地域によっては商店がない、あるいは、買い物に行くための交通手段がないなど、買い物の利便性が低下している地域があります。

■基本的方向■

中心市街地活性化基本計画に基づき、国や民間事業者、商工団体等と連携して各種事業を実施し、中心市街地の活性化を推進するとともに、魅力ある商店街や個店づくり、買い物環境の整備、賑わい創出の取組を支援することにより、商業・サービス業の振興を図ります。

- 1 中心市街地活性化基本計画に掲げている各種事業について、目標数値の達成状況を検証しながら、計画全体の進行管理を行うとともに、次期基本計画について検討を行います。
- 2 商店街の魅力向上のため、下記の事業を推進します。
 - ・盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携し、商店街の基盤整備や施設整備、商店街等が行う賑わい創出事業を継続して支援します。
 - ・「商店街活性化に関する条例」の周知を図るとともに、商店街組合への加入促進活動を強化します。
 - ・中心市街地の商店街の活力保持、商店街組合の基盤強化を図るために、空き店舗へ出店する際の改装費の一部補助を継続します。
 - ・「映画」や「三大麺」、「ゆかた」など、盛岡の地域素材を活用した事業の推進により、賑わい創出及び集客力向上を図ります。
- また、個店の魅力向上のため、盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携し、経営指導を行うとともに、講師招聘派遣事業により個店の魅力向上を支援します。
- 3 買い物利便性が低下している地域において、地域の実情に応じて事業者による移動販売や御用聞きサービスなどの取組を促進します。

■ これからの課題 ■

- 1 長引く景気の低迷と観光消費の落ち込み、東日本大震災の影響など、本市の観光産業は非常に厳しい環境下にあります。このため、世界遺産に登録された「平泉の文化遺産」や、本県単独では32年ぶりとなる「いわてデスティネーション・キャンペーン³⁰」と連動した観光客誘致活動など観光振興の取組を積極的に展開していく必要があります。
- 2 歴史と自然に恵まれた盛岡の都市イメージを「盛岡ブランド」として総合的に情報発信するとともに、盛岡ブランド推進計画の前期計画で開発されたブランドリーダーの積極的発信や次のリーダーとなる地域資源の発掘育成が求められています。
- 3 盛岡の特産品の知名度の向上とマーケットの拡大に向けて、これら特産品の効果的なPRとともに、新たな販路開拓に向けた取組が求められています。

■ 基本的方向 ■

- 1 盛岡の歴史、自然、文化、先人などの地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、観光交流人口の拡大に向けて、まつり・イベントの充実や誘客宣伝、広域連携による滞在型観光の促進、各種コンベンションの誘致活動などの取組を推進します。
 - (1) 「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」の内容の充実と魅力向上により一層の誘客促進を図るほか、冬期間の観光客の増加に向けて、「もりおか雪あかり」の充実や「岩手雪まつり」などの冬季イベントとの連携を推進します。
 - (2) 盛岡の魅力を総合的に情報発信する「盛岡デー」を首都圏などで開催するほか、各種PRなどの誘客宣伝活動を行います。また、国のビジット・ジャパン事業³¹に呼応した外国人観光客の受入環境の整備を推進し、盛岡さんさ踊りや山車を通じて交流のある台湾や訪日スキー旅行の人気が高いオーストラリアからの誘客に努めます。
 - (3) 盛岡・八幡平広域観光圏などによる滞在型観光の促進、コンベンションの誘致とともに、観光ボランティアガイドの拡充やライトアップ、観光案内板整備、つなぎ温泉や岩山、玉山区の資源の活用の検討、グリーンツーリズム³²の推進に努めます。
- 2 盛岡ブランド推進計画を推進し、石川啄木没後百年記念事業などの先人顕彰や盛岡特産品ブランド認証商品の情報発信を行います。
 - (1) 南部鉄器や盛岡りんごなどブランドリーダーを中心に特産品フェアを開催します。
 - (2) 「もりおか暮らし物語」を体感できる「大慈寺・鉢屋町界隈」の歴史的街並み保存活用をより強力に進めるとともに、町家修景などの整備を図ります。
 - (3) 短歌甲子園の継続開催や短歌投稿ポストの市内各所への設置などの取組を展開するほか、啄木・賢治など先人ブランドの発信を行います。
- 3 盛岡の特産品の販路拡大に向けて、県外における新たな物産・観光展の開催を検討するとともに、県などと連携し、特産品の海外販路の開拓などについて検討します。

³⁰ いわてデスティネーション・キャンペーン：平成24年4月1日から6月30日まで行われるJRグループの大型観光キャンペーンのことです。

³¹ ビジット・ジャパン事業：訪日外国人3000万人プログラムにおけるマーケティング・宣伝など訪日旅行促進事業のことです。

³² グリーンツーリズム：21ページ参照

■ これからの課題 ■

- 1 地域経済が活性化し、雇用が創出されるように、企業活動の活発化を支援するとともに、市の産業特性にあつた企業を積極的に誘致することによって雇用機会を拡大することが必要です。
- 2 盛岡職業安定所管内の求人倍率は、23年3月の東日本大震災の被災により、23年5月で0.40倍と悪化したもの、企業活動の復旧や緊急雇用創出事業の実施などに伴って8月には0.59倍まで回復しましたが、依然として厳しい状況が続いています。
こうした中で急激な円高の進行によって景気低迷への不安が増しており、雇用環境の悪化につながる恐れがあり、更なる雇用対策が求められています。
- 3 ここ数年、景気低迷による新規又は既卒の未就職者が増加傾向にあることから、こうした若年者が就職できる環境の整備が必要です。
- 4 雇用環境の厳しい中で何とか就職できたにも関わらず、短期間で離職する若者が多いことから、働くことの意義や職場に定着するための課題の解決などの支援を行う必要があります。
- 5 長引く不況を背景として勤労者の生活も不安定になりつつあることから、勤労者の福祉向上と生活の安定を図るために、勤労者に対する融資制度や中小企業勤労者への福利厚生事業などの支援が求められています。

■ 基本的方向 ■

- 1 県及び盛岡広域の市町村等と連携するとともに、企業誘致推進員の情報を活用しながら、IT関連産業及び食料品製造業などの積極的な誘致を進めるほか、研究開発型企業やコールセンターなど市の立地環境に適した企業についても誘致に努めます。
- 2 IT関連人材やコールセンター人材など企業の望む人材の育成を推進します。
また、雇用環境を改善するため、国の基金を活用して失業者の雇用を創出するとともに、正規雇用、障がい者雇用の維持拡大について、企業はじめ関係団体への要請を行っていきます。
- 3 「ジョブカフェいわて」による若年者の就職相談、適性診断などの支援のほか、採用を予定する企業と若年者の面接会の開催などによる就職機会の提供を行います。
また、「盛岡地域若者サポートステーション」の運営を行い、いわゆるニートと呼ばれる若年者の自立を支援します。
- 4 雇用のミスマッチ³³を防ぐため、高校生インターンシップ³⁴事業や高校生スキルアップ事業を実施するほか、就職間もない社会人を対象として社会人基礎力や職業の醸成を図り職場定着の支援を行います。
- 5 勤労者の生活安定を図るために、生活安定資金など貸付金の融資枠を設けるほか、健康保持のため勤労福祉施設の利用促進を図ります。

また、中小企業勤労者の福祉サービス向上、中小企業振興などを図るために、勤労者サービスセンターを通じて中小企業勤労者福利厚生事業を実施します。



雇用拡大へ要請行動



就職面接会

³³ 雇用のミスマッチ：労働力を求める側のニーズと求職する側のニーズがうまく合致しないこと。

³⁴ インターンシップ：学生が在学中に専攻学科の関連する企業へ体験入社すること。現在は広く就業体験の意味で使われます。

■ これからの課題 ■

施策の目標達成に向けて、施策全般にわたって着実に事業を推進してきましたが、廃棄物関係施設の老朽化などにより今後見込まれる大規模事業について、市民の理解を得ながら計画的に進める必要があります。

- 1 墓地を求める市民の需要に応えるため、計画的に市営墓地の拡張を行う必要があります。
- 2 ごみ減量に対する市民の理解と協力に加えて、社会経済情勢の影響によりごみの焼却量は市全域で減少傾向が続いている。今後は、一般廃棄物処理基本計画の改定により新たな目標を設定し、さらに計画的にごみ減量に取り組む必要があります。
- 3 不法投棄の通報数は、全体として減少の傾向にあるものの、地上デジタル放送への移行に伴うアナログテレビの不法投棄増加が見られることから、監視や啓発の強化が必要です。
- 4 クリーンセンターが施設稼動後 13 年を経過し、ごみ処理広域化の動きを踏まえ、公害防止協定の遵守及び長期稼動に向けて計画的改修が必要です。
- 5 廃止後長期間が経過した三ツ割・門の旧清掃工場や老朽化が著しい粗大ごみ処理施設など、廃棄物関係施設の計画的な解体・整備を進める必要があります。
- 6 岩手・玉山環境組合で処理された焼却灰等の最終処分を行う玉山廃棄物処分場の再稼動に向けて、施設整備及び管理方法を検討する必要があります。
- 7 施設の老朽化や今後見込まれる火葬需要などに対応するため、市火葬場の再整備を進め必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市営墓地（新庄墓園）の拡張については、平成 24 年度内の供用開始に向けて計画的に事業を進めます。
- 2 改定後の一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民との協働による一般廃棄物の減量と適正処理に取り組みます。
- 3 不法投棄対策は、引き続き不法投棄監視員等による監視を行うほか、不法投棄根絶の P R、警察との連携を強化し、未然防止に努めます。
また、ポイ捨て禁止シールの効果などにより市街地におけるタバコ等のポイ捨てが減少していることから、さらにシール設置区域の拡大を図ります。
- 4 クリーンセンターについては、引き続き公害防止協定の遵守及び長期稼動に向けた計画的かつ効率的な施設改修を進めます。また、岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づき、26 年 3 月 31 日までに、田野畠村、岩泉町、宮古市及び山田町の災害廃棄物 14,700 トンを受け入れ、焼却処理を行います。
- 5 盛岡地域の廃棄物処理施設整備計画の策定を進めるとともに、民間活力を導入したリサイクル拠点施設の創設について研究します。
- 6 玉山廃棄物処分場の再稼動に当たっては、場内堰堤整備や周辺住民への周知を行うとともに、関係機関との情報交換を行いながら管理運営方法の検討を進めます。
- 7 火葬場整備については、24 年 2 月の火葬施設棟の供用開始、24 年 10 月の全面供用開始に向けて、計画的に事業を推進します。

■これからの課題■

平成 23 年 3 月に策定した第二次環境基本計画において、「水と緑の都 “もりおか” を未来につなぐ」をスローガンとし、目指す環境像のひとつとして「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」を掲げており、これらの達成に向けた具体的な取組が求められています。

- 1 全市的な自然環境の状況を把握するため、18~23 年度に玉山区において行った自然環境状況調査の結果を踏まえ、自然環境及び歴史的環境保全計画を策定する必要があります。また、玉山区を中心に、自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく環境保護地区等の新たな指定について検討する必要があります。
- 2 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している環境保護地区、保護庭園について、現況を十分に把握するとともに、所有者・管理者の理解を得ながら適正に管理する必要があります。
- 3 北山散策路など近郊自然歩道 9 路線について、草刈や標識整備などの維持管理を行い、利用者の利便及び安全確保に努める必要があります。
- 4 生物の多様性を育むため、野生動物の適正な保護・管理を図る必要がありますが、近年、ツキノワグマやニホンジカなどの野生動物が市街地に出没するケースが増え、市民の安全・安心の観点からも関係機関が連携して対策を講じる必要があります。

■基本的方向■

- 1 玉山区で実施した自然環境状況調査の結果を踏まえ、市域全体を対象とする自然環境及び歴史的環境保全計画を作成します。
- 2 既存の環境保護地区、保護庭園について、所有者・管理者の理解と協力を得ながら、引き続き適正な管理を図ります。
- 3 近郊自然歩道 9 路線の適正管理に努めながら、近郊自然歩道の価値を全国に発信する方策について研究を進めます。
- 4 県が指定する鳥獣保護区、休獵区等について、野生動物の保護・管理の観点から、適正な区域指定に向けて関係機関との調整を行います。また、市街地における野生動物の出没について、関係機関や学識経験者と連携・協力して、対策について検討するとともに、出没時における関係機関との協力体制の強化を図ります。



保護庭園「武田邸」

■ これからの課題 ■

平成 23 年 3 月に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、32 年度において市域における二酸化炭素排出量 7 % 削減(平成 2 年度比)の目標達成に向けた取組を積極的に進める必要があります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進や市民一人ひとりのライフスタイルの変革を訴えるとともに、東京電力福島第一原発事故による放射能影響に対する長期的な対策についても検討する必要があります。

- 1 市における二酸化炭素の排出量は、20 年度に初めて減少に転じました。しかし、景気の低迷等により産業、業務部門は減少しているものの家庭部門は増加傾向が続いており、市域全体の温室効果ガスの排出量の削減に向けた具体的な対策が必要です。
- 2 一般廃棄物の排出量は、家庭系・事業系ともに減少していますが、地球環境への負荷を軽減するため、減量に向けたさらなる取組が必要です。なお、新たに 23 年 1 月から使用済みインクカートリッジの拠点回収を開始しました。
- 3 盛岡地域及び都南地域で 22 年 8 月から開始した「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集の徹底を進めるとともに、資源集団回収の促進や玉山区における分別収集について検討する必要があります。
- 4 旧競馬場跡地の環境ゾーンについて、地元との合意形成を踏まえて計画的に整備事業を進める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 地球温暖化対策実行計画に掲げる目標達成に向けた具体的な施策（省エネ行動の促進、省エネ機器の導入促進、再生可能エネルギー設備導入の促進など）について、国・県等の関係機関や市民・事業者との連携を図りながら、各種事業を計画的に推進します。

このため、環境教育教材の開発や事業者向けの啓発パンフレットの作成等により、環境教育をはじめとする環境啓発に努めます。

また、事業実施に当たっては、23 年度に創設した地球温暖化対策実行計画推進基金を計画的かつ効果的に活用します。

- 2 一般廃棄物の減量に向けて、市民・事業者・市民団体等との連携を強化し、資源物の分別推進に努めます。なお、多量排出事業者のうち、生ごみを多く排出する飲食店や宿泊施設に重点を置き、減量の働きかけを行います。
- 3 「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集に係る周知徹底を図るとともに、玉山区における分別収集について、引き続き関係機関との情報交換を行う等により検討を進めます。
- 4 旧競馬場跡地の環境ゾーンについて、地元からの要望を踏まえて策定した整備計画に基づき、26 年度の供用開始を目指して整備事業を進めます。

■これからの課題■

- 1 國土利用計画盛岡市計画は平成 21 年度に策定しており、今後は、持続可能な土地利用の推進を基本理念とし、総合的で計画的な市土の利用を推進する必要があります。
- 2 都市計画マスタープランは、21 年度に見直しを行い、本市のまちづくりの方向性を示すとともに、計画実現のための事業計画を定めました。今後は、事業計画に定められた各種事業を確実に推進していく必要があります。
- 3 地籍調査を要する面積はおよそ 304 平方キロメートルですが、その約 77% を占める林地は土地所有者の高齢化などにより境界の不明な土地が増えていることから、調査を促進する必要があります。
- 4 26 年度に予定されている市街化区域と市街化調整区域の定期見直しに向け、岩手県及び矢巾町、滝沢村とともに 22~23 年度に実施した都市計画基礎調査をもとに、具体的な検討を進めていく必要があります。
- 5 開発許可制度については、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図るために、農林業との調和や自然環境の保全等を考慮しながら、さらに基準等を検討していく必要があります。
- 6 市民協働によるまちづくりに自主的に取り組む地域が増えてきており、専門家（アドバイザー）を地域に派遣するなどの支援を行っています。また、22 年度には「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」を設置するとともに、全国 7 都市により構成する「ふるさと団地の元気創造推進協議会」から国への施策提言を行っており、この取組を地域のまちづくりに活かしていく必要があります。

■基本的方向■

- 1 國土利用計画盛岡市計画に基づき、適切な土地利用の推進に努めます。
- 2 都市計画マスタープランに定めた事業計画の確実な推進を図るため、進捗状況についてフォローアップを行います。
- 3 地籍調査については、林地の調査を推進していきます。
- 4 市街化区域と市街化調整区域の見直しについては、26 年度に予定されている定期見直しに向け、岩手県及び矢巾町、滝沢村とともに、具体的な検討を進めていきます。
- 5 開発許可制度のあり方については、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図るために、さらに検討していきます。
- 6 まちづくりの取組が進められている地区には、市も参画していくとともに、新たな地区についても、NPO や大学等とも連携しながら、積極的に支援を行います。また「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」と「ふるさと団地の元気創造推進協議会」の取組を地域のまちづくりに活かしていきます。

■ これからの課題 ■

- 1 次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現のために定めた景観計画及び景観条例の内容について、届出制度や様々な機会を捉えた説明等により、広く市民や事業者等に周知していく必要があります。
- 2 景観計画における景観形成促進地区の指定の方針に基づき、住民合意形成等を行いながら、景観地区及び地区計画の都市計画決定を進めていく必要があります。
- 3 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく保存建造物や保存樹木については、景観法や景観計画を踏まえながら、景観重要建造物及び景観重要樹木³⁵としての指定を進めていく必要があります。
- 4 マンション等の建築によるまちなみの変化や山並み眺望の確保の観点から、建築物の高さ規制について、地区の選定や規制・誘導手法を検討していく必要があります。
- 5 屋外広告物事務については、平成23年度に行った条例改正の内容を市民や事業者等への周知を図るとともに、実態調査結果等に基づく違反広告物への対策を行っていく必要があります。
- 6 都市景観賞の応募件数が減少傾向にあることから、制度の検証や各種の啓蒙啓発活動、市民の感心を高める方法について検討する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 景観計画及び景観条例の内容の市民や事業者等への周知については、説明会や出前講座、窓口相談等に加え、マスコミへの情報提供など、様々な機会を捉えて周知を図っていくこととします。
- 2 「大慈寺地区まちづくり計画」については、住民合意形成や所定の手続きを行いながら、景観地区及び地区計画の都市計画決定を進めていきます。また、今後は、北山地区等についても地元住民との話し合いに取り組んでいきます。
- 3 保存建造物や保存樹木については、具体的な指定基準を定め、所有者の合意のもとに、景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定を進めていきます。
- 4 建築物の高さ規制については、地区の現状や山並み眺望、歴史的まちなみ、まちづくりの方向性などを考慮しながら、住民合意をもとに、地区の選定や規制・誘導手法を検討していきます。
- 5 屋外広告物事務については、講習会の開催やパンフレット等により継続的に市民や事業者等への周知に努めるとともに、違反広告物については、実態調査や改正条例に基づく指導等の対応を行っていきます。
- 6 都市景観賞については、現在の制度の検証と今後のあり方を検討するとともに、都市景観シンポジウム等のイベントの実施や情報提供により、良好な景観形成についての市民への啓蒙啓発を図っていきます。

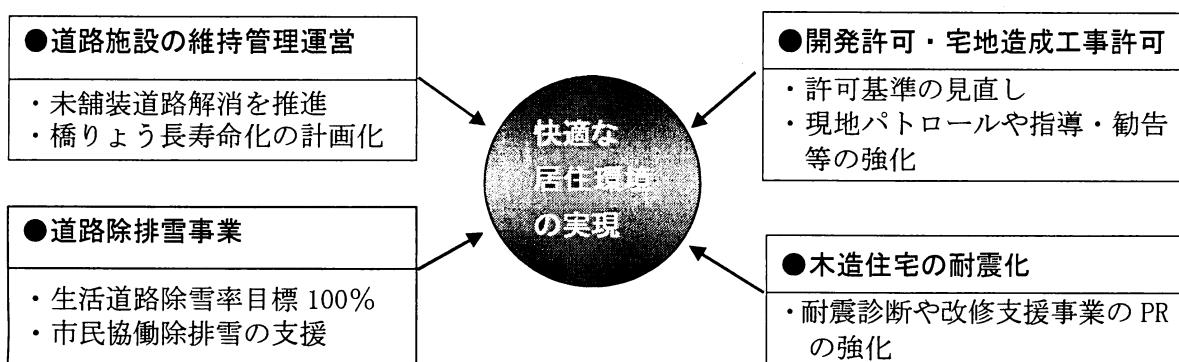
³⁵ 景観重要建造物及び景観重要樹木：景観計画等により指定される、地域を代表し、市民に親しまれ、良好な景観を形成する建造物及び樹木です。

■これからの課題■

- 1 市道については、舗装新設はもとより、橋りょうを含めた道路施設全般の損傷・老朽化等を把握した効率的かつ効果的な維持管理の運営が課題となっています。
- 2 道路除排雪については、委託業者の確保と作業水準の向上、除雪車両の増強、雪置き場の拡充、更なる市民協働の推進及び除排雪事業のコスト縮減などが課題となっています。
- 3 開発許可については、市街化区域内の未利用地の土地利用を進めることができます。また宅地造成工事許可については、制度の周知を図るとともに危険箇所の是正を進めることができます。
- 4 木造住宅の耐震化については、国・県の耐震支援事業に合わせて平成18年度から耐震診断補助事業を、20年度からは耐震改修補助事業を実施しているが、診断の応募者数が減少傾向にある一方、改修については応募が募集戸数を上回っている状況となっています。

■基本的方向■

- 1 市道については、緊急性、重要性、地域性などを考慮し限られた財源で効率的かつ効果的な業務の履行を基本とし、未舗装道路の舗装を積極的に進めながら道路施設全般の計画的な維持管理の運営に努めます。また、市管理の全橋りょうを対象とした長寿命化修繕計画の策定に取り組みます。
- 2 道路除排雪については、冬期間の安心・安全・快適な交通の確保のため、生活道路の除雪率100%を目指すこととし、委託業者への技術研修、排雪基準の拡充、中古車両も活用した除雪車両の増強等を行い除排雪路線の拡大に努めます。また、市民協働の除排雪を推進するため、町内会等に貸与する除雪車両の強化及び除雪モニターの配置などを行い地域と一体となった除排雪体制の構築に努めます。
- 3 開発許可については、本市の実情に応じた許可基準の見直しに向けた取組を続けます。また、宅地造成工事許可については、制度周知の徹底及び危険箇所是正のための現地パトロールや指導・勧告等の強化に努めます。
- 4 木造住宅の耐震化の推進については、診断戸数の増加がより多くの改修につながることから、耐震診断及び改修支援事業の促進のためにPRの強化に努めるとともに、改修事業の拡充に努めます。



■これからの課題■

- 1 花と緑のガーデン都市づくり事業におけるハンギングバスケットについては、設置数日本一を継続するため、設置の定着を図るとともに、維持管理の充実を図る必要があります。
- 2 都市公園の維持管理については、遊具の点検・補修や再整備の要望に対応するとともに、公園愛護会や教育・福祉施設とも連携し、日常的な安全を確保する必要があります。
- 3 未開設の公園については、グラウンドワーク手法による整備等について検討する必要があります。
- 4 街路樹については、道路整備による管理延長の増加に対応したあり方を検討する必要があります。
- 5 盛岡城跡公園については、もりおか歴史文化館と連携し、施設のリニューアルやイベントの開催などにより内外に魅力をアピールし、お城を中心とした賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。
- 6 動物公園については、施設の老朽化が目立つことから、施設の改修や展示の改善を行い、新たな魅力づくりを図る必要があります。

■基本的方向■

- 1 ハンギングバスケットについては、花と緑のガーデン都市としての本市の魅力の向上を図るとともに、商店街活性化と観光客誘致の観点から設置の定着に努め、水やりや剪定等の維持管理を支援し、質の向上に取り組みます。また、公共空間に接する民有地の緑化を支援し、市民協働による緑化を推進します。
- 2 安全で安心な公園づくりを進めるために、遊具点検や安全講習会を行うことにより、地域と一体となって危険箇所の早期発見と補修に努めるとともに、老朽化した遊具等の更新を行います。
- 3 未開設の公園については、ワークショップやグラウンドワークによる地域住民や企業等と協働の公園づくりを進めます。
- 4 街路樹については、地域の状況に応じた剪定方法により管理の軽減を図るとともに、新規路線については、維持管理が容易な樹種とするなど、管理費の節減を目指した取組を進めます。
- 5 盛岡城跡公園については、ガイドツアーや市民等との連携による集客イベントの実施、サイン設置、施設改修などをを行い、賑わいと魅力のある公園づくりを進めます。また、「お城を中心としたまちづくり計画」の各種事業を実施するとともに、「盛岡城跡史跡保存管理計画」を策定し、盛岡城跡としての史跡整備や公園整備を進めながら、中心市街地活性化に資する取組を進めます。
- 6 動物公園については、イベントの開催、鉄道事業者や宿泊施設と連携した来園者の確保等に取り組むとともに、施設のリニューアルや展示方法の改善を行い、持続的で安定的な収入確保に努めます。

■ これからの課題 ■

- 1 行政区域内人口に対する給水人口の割合である水道普及率は、未給水地域解消事業等の着実な実施により、97.5%（22年度末）となっています。水道水質基準の強化に伴い、良好な水源水質の維持や浄水処理に係る技術精度の一層の向上が必要となっていますが、一方では施設・設備の老朽化が進行し、大規模な改良・更新の時期が迫っています。近年は、大口需要の伸び悩みや地下水への転換など需給構造が変化し、ダウンサイ징³⁶も視野に入れた水道システム自体の再構築の必要性が高まっています。小規模受水槽や貯水槽水道の設置者の維持管理が不十分な状況が散見され、適正な指導が必要です。鉛製給水管の解消については、お客様の協力を得ながら早期に進める必要があります。上水道の未整備地域に対する清浄で安全な飲料水の確保策の検討が必要です。
- 2 大規模地震の発生に備え、基幹施設や重要管路の耐震化が急がれます、当市の水道管耐震化率は20.9%（22年度末）となっています。災害や事故の発生時においても市民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設の整備や適正な圧力と水量を確保できる配水管網の整備、ロック化の推進及び水の有効利用のための漏水防止対策などを進める必要があります。また、老朽管の更新を積極的に進める必要があります
- 3 水需要が伸び悩む中で、今後増大する水道施設の更新や改良事業などに必要な財源を確保するため、より一層の経営の効率化や業務の見直しなど、コスト縮減策が必要です。
- 4 水道事業は、様々な技術の支えと経営感覚を持って運営されることが求められ、職員の専門的な知識と技能の向上が必要です。職員の退職が進む状況において、これらの技術の継承、専門性の確保、職員の能力開発が必要です。

■ 基本的方向 ■

- 1 水源涵養林の機能向上と水源域の生活排水対策を進めます。浄水処理については、運転管理システムの高度化を図るとともに、老朽化した施設・設備の改良・更新を計画的に進めます。また、3階建て建物への直結直圧式の推進や4～5階建て建物に対する直結増圧式給水の導入の検討を進めるとともに、貯水槽水道設置者に適正な維持管理指導を積極的に行います。上水道未普及地域には、地域の実情に即した飲料水確保策を検討します。
- 2 重要管路の耐震化及び各浄水場水系間の相互応援を可能とする連絡管の整備を積極的に進めるとともに、長時間の停電に備えた自家発電設備の整備や適切な配水圧確保のための能力増強事業を計画的に進めます。また、総合的な水運用を可能とする配水ロック化のほか、漏水防止対策、老朽管の更新を進めます。
- 3 将来を見通した施設の更新計画をアセットマネジメント³⁷手法により策定し、安定した事業運営が継続できるよう適切な施設整備を進めます。また、コストの縮減を更に進めるため、業務の民間への委託や組織機構の見直しなど適正な運営形態の構築について順次実施します。
- 4 継承すべき技術・技能のマニュアル化、研修体系や訓練体系の構築を進めます。研修成果の共有化など、研修効果の向上のための取組を推進します。

³⁶ ダウンサイ징：規模の縮小（浄水施設の能力を減らしたり、施設の数を減らすこと）です。

³⁷ アセットマネジメント：道路、公共施設などの公有資産について、将来の劣化予測や必要性、経済的価値などの評価を行いながら、総合的・戦略的に処分や利活用を図っていく手法です。

■ これからの課題 ■

- 1 汚水処理人口普及率³⁸は、95.1%（22年度末）となっていますが、1万5千人弱の市民が下水道の恩恵を受けていません。未整備地区の不公平感のは正や下水道本来の役割から、未整備地区の解消を図る必要があります。
- 2 公共下水道の合流区域（市中心部約500 ha）では、雨天時に、きょう雜物³⁹や未処理下水の一部が河川に放流されており、公共用水域の汚濁防止及び環境への負荷を軽減するために、早急な対策が必要です。
- 3 下水道事業に着手以来50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況もあることから、維持管理の面から、計画的な施設の改築更新の実施や、地震等によるライフラインの損壊に伴う市民生活への影響などを考慮し、下水道施設の耐震対策を実施する必要があります。
- 4 市内の雨水排水施設は、59.7%（22年度末）の整備率に至っている状況ですが、未だ多くの地区で浸水する箇所があります。近年の都市型集中豪雨による浸水防除のためにも、幹線水路の整備や面的整備を進め必要があります。
- 5 下水道事業の財務の明確化・透明化及び経営の効率化のため、17年度に地方公営企業法を適用し、22年度に上下水道組織の統合を実施しました。また、経営健全化のため、下水道使用料の見直しも行いましたが、さらなる経営の効率化に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 公共下水道事業、浄化槽（市町村設置型）⁴⁰設置事業及び浄化槽（個人設置型）⁴¹設置事業の推進にあたっては、費用対効果や地域の特性等を勘案し各事業の棲み分けを行うとともに、都市計画事業など他事業との事業間調整を図りながら計画的に整備を推進します。
- 2 合流改善は、下水道法で法施行（H16.4.1）から10年以内の経過措置期間となっていることから、合流式下水道改善計画を策定したうえで、17年度から事業を実施していますが、25年度の事業終了を目指とし計画に基づき事業を推進します。
- 3 施設等の改築更新及び耐震対策は計画を立案し、適正な下水道施設の機能確保や災害に強い施設づくりに順次取り組んでいくこととします。
- 4 雨水排水施設整備事業は、根幹的施設や浸水の恐れのある地区を重点に整備を進めるとともに、他事業と事業間調整を図りながら計画的に事業を推進します。
- 5 さらなる経営健全化に向けて職員の企業意識を高め、民間委託の推進など一層のコスト縮減に努めます。

³⁸ 汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽及びコミュニティプラントの処理可能人口／行政人口により算出します。

³⁹ きょう雜物：下水に含まれる固形物。具体的には家庭ごみ、トイレットペーパーなどです。

⁴⁰ 浄化槽（市町村設置型）：市が主体となって、施設整備と維持管理を行う整備方式です。受益者は、使用料を支払います。

⁴¹ 浄化槽（個人設置型）：個人が設置する浄化槽の設置費に市が一部補助を行う整備方式です。維持管理は個人です。

■これからの課題■

- 1 土地区画整理事業については、人口減少・少子高齢化社会の進展や景気低迷、土地価格の下落など厳しい社会経済情勢の中で、事業費の確保や保留地の処分が難しい状況にあり、施行期間の長期化が避けられず、地権者の不安と不満が増大してきていることから、今後の地区画整理事業のあり方について、あらためて検討することが必要となっています。
- 2 盛岡南新都市地区画整理事業については、国の特殊法人改革の方向性により、期限内の整備終了が求められており、市が行う関連整備や各種調整も期限内に実施する必要があります。
- 3 盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市の商業業務地区については、保留地等の処分や企業誘致を推進していく必要があります。
- 4 市街地再開発事業については、中心市街地活性化の観点から既存拠点施設の再整備が求められているものの、厳しい経済情勢の中にあって事業の進展を図ることが必要とされています。
- 5 組合施行による地区画整理事業については、事業の実施そのものが困難な状況を踏まえて、適切な指導を行っていくことが必要とされています。

■基本的方向■

- 1 地区画整理事業については、事業費の確保や保留地の処分、コスト縮減等に努め、整備を進めていくとともに、事業進捗状況や見通し、事業のあり方等について、地権者等に説明し、今後の方向性や整備手法について検討していくこととします。また、未整備箇所における生活環境改善要望についても、対応していくこととします。
- 2 盛岡南新都市地区画整理事業については、社会資本整備総合交付金を導入し、国及び県、独立行政法人都市再生機構と連携して、期限内の施設整備及び各種調整を行っていくこととします。
- 3 盛岡駅西口地区及び盛岡南新都市の商業業務地区については、府内組織である「財産活用推進室」を中心として、市内はもとより広く県内外に働きかけながら、保留地等の処分や企業誘致を推進していきます。
- 4 市街地再開発事業については、府内組織である「中心市街地活性化対策事務局」を中心として、盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等とも連携し、既存拠点施設の再整備等に取り組んでいくこととします。
- 5 組合施行による地区画整理事業については、事業状況等を見極めながら、適切な指導を行っていくこととします。

■ これからの課題 ■

- 1 平成23年度は前年度と比べ、国からの交付金に係る街路事業費が大幅な削減となっており、公共交通利用促進や中心市街地活性化などに視点を絞りながら、より効率的で効果的な施策を行う必要があります。
- 2 歩行者・自転車の事故件数は若干減少していますが、引続きブルーゾーン⁴²など交通手段が輻輳しないような安全確保のための施策の早急な推進が課題となっています。
また、自動車の交通手段分担率は若干増加しており、今後もマイカーを抑制し、公共交通と自転車利用促進を図る交通環境を構築する施策を促進する必要があります。
- 3 バス利用者数は増加しましたが、一方で、鉄道利用は減少しており、今後も、少子高齢化による通勤通学者を中心とした利用者の減少が考えられ、一層の利用促進と高齢者利用に視点を広げた施策展開が必要となっています。

■ 基本的方向 ■

1 もりおか交通戦略施策の実現のための街路事業の促進等

中心市街地活性化、公共交通利用促進の視点で策定した「もりおか交通戦略」に位置づけた歩行者・自転車空間確保やバス走行空間確保のために、次の路線の整備を促進します。

・盛岡駅南大橋線（大沢川原工区）　・明治橋大沢川原線　・梨木町上米内線

また、盛岡駅南大橋線（大沢川原工区）、明治橋大沢川原線の部分供用により交通の流れが大きく変化すると考えられる盛岡駅東口地区において、交通実態等の把握と検討を行います。

2 自転車走行空間の整備促進

自転車需要が多いモデル路線に対して作成した「自転車走行空間整備計画」に基づき、現在事業中の岩手大学前市道（市道本町通二丁目上田四丁目線）のブルーゾーン設置の整備促進を図ります。一方、国においては、国道46号のブルーゾーン整備を予定するなど、本整備計画の相乗効果が高まっていることから、このような状況を踏まえ、整備計画の拡充を図ります。

3 高齢者にやさしいバス施策の推進

22年度から、試行として実施している「お出かけバス」について、試行期間中のアンケート結果では、利用者からの外出機会の増加等の評価や中心市街地の商店街からの継続の声があり、公共交通利用促進と中心市街地活性化のために本格実施を行います。

23年度から、松園地区や郊外部について、当該地区の高齢化や人口動向を踏まえた新たな運行施策の検討を行い、その結果を基に、バス運行の見直し等に取り組みます。

⁴² ブルーゾーン：市が整備を進めている自転車専用通行帯等の自転車走行空間を総称してブルーゾーンと呼ぶ。

■ これからの課題 ■

財政運営面においては、これまでの取組により一定の成果をあげてきたところですが、未だ市債残高も多額であることなどから、引き続き財政の健全運営に努めていくことが必要です。

- 1 市税の収納率については、収納率目標を設け、コンビニでの軽自動車税による納付を可能にするなど収納確保に取り組んできましたが、平成22年度は、世界同時不況による景気低迷等に加えて、東日本大震災の影響により目標を達成することができませんでした。東日本大震災による影響は複数年続く状況下ではありますが、税負担の公平性や財源確保の観点からも、収納率向上に向けた強化を図る必要があります。

* 「市税収納率」22年度実績値 91.6% (21年度 91.7%)

- 2 財政状況を示す指標である「経常収支比率⁴³」及び「実質公債費比率⁴⁴」については、22年度実績は次の通りです。経常収支比率については、生活保護費などの扶助費が増加しているものの、計算式の分母である地方交付税等も増加したため前年を下回る結果となりましたが、硬直的な財政状況に変わりはなく今後とも支出の抑制と収入の確保に努める必要があります。実質公債費比率については、前年と同じ比率となっていますが市債の新規発行を抑制して、引き続き公債費の縮減に努める必要があります。

* 「経常収支比率」22年度実績値 90.4% (21年度 95.9%)

* 「実質公債費比率」22年度実績値 13.3% (21年度 13.3%)

- 3 市有財産の有効活用を図るため、未利用市有地の売却・貸付けを積極的に進めるとともに、市有建築物の計画的な維持管理に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市税については、引き続き適正な賦課に努めるとともに、収納率の向上のため、厳正な滞納処分の執行など滞納解消への取組を進めます。また、コンビニ収納など納税者の利便性向上と併せて、夜間、休日納付相談や盛岡市納税推進センターでの初期滞納者への納税勧奨による納税確保に努めます。
- 2 「経常収支比率」の改善に向けては、公債費等の経常的支出の抑制を図るとともに、経常一般財源である市税等の収納確保に努めます。また「実質公債費比率」については、総合計画及び新市建設計画の着実な推進のため市債の発行は避けられませんが、引き続き、市債の新規発行額を臨時財政対策債を除く予算総額の8%以内かつ元利償還額以内に抑え、公債費の縮減を図ります。
- 3 未利用市有地の売却・貸付けを更に推進するとともに、市有建築物の中長期保全計画に基づく年度別修繕計画を着実に実施し、適正な管理とその運用を図ります。

⁴³ 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源に対する、人件費や扶助費、公債費などの名年度の経常的に支出する経費に充てられた一般財源の割合を見るものです。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少くなり、財政運営が厳しくなります。都市にあっては70~80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

⁴⁴ 実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を見る指標で、税などの一般財源に対する公債費や地方公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金及び一部事務組合の公債費への負担金等の割合を3カ年の平均として表すものです。18%以上になると、地方債の発行に際し、協議制であったものが県の許可が必要になりますし、25%以上になりますと財政健全化団体に指定され単独事業等の起債が制限されます。さらに35%以上になりますと財政再生団体として、一般公共事業債等の起債についても制限されます。

■ これからの課題 ■

- 1 計画的に事業等を進めるため、平成17年度から26年度までを計画期間とする総合計画を適切に進行管理する必要があります。
- 2 「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」は、全項目の9割で取組が進むなど、おおむね順調に進んでいますが、まちづくりの基本目標の実現に向けて、引き続き経営の仕組みと基盤づくりを推進する必要があります。
- 3 行政評価システムでは、外部評価において手段と成果の関係の整理に係る意見や評価シートが読みにくいなどの指摘を受けるなど、改善が求められています。
- 4 民間活力を取り入れるため、指定管理者制度の活用を推進していますが、市民サービスの更なる向上が求められています。
- 5 公共施設の管理運営について、既存の施設に加え、今後新たに整備される施設を全て維持し続けることは、少子高齢社会の中で、今後の財政運営に多大な負担を強いることから、「長寿命化」や「施設保有量の最適化」等のアセットマネジメント⁴⁵の考え方を踏まえて計画的に取り組む必要があります。
- 6 市政の透明性を高めるため、行政文書の適正な管理を進める必要があります。
- 7 行政事務を公正に執行し、市政に対する市民の信頼をより一層高めていく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 行政評価システムを活用し、総合計画の適切な進行管理に努めます。
- 2 「自治体経営の指針及び実施計画」に掲げる工程表に基づく取組を進め、強固な経営基盤の構築を推進するとともに、当該計画の計画期間が24年度で終了することから、25年度以降の計画策定に取り組みます。
- 3 行政評価システムについては、外部評価の成果を生かし、評価手法の研究を進め、より実効性の高いシステム運用を目指します。
- 4 指定管理者制度については、履行状況の確認や第三者評価の仕組みを整備するとともに、公民連携のあり方について検討します。
- 5 今後の市全体の公共施設の管理に係る基本方針を定めることとし、アセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理の手法の構築を推進します。
- 6 文書管理システムを活用し、文書の起案から保存までの事務を一体的に行うとともに、保存文書の検索性を高めるなど、効率的で適正な文書管理に努めます。
- 7 包括外部監査の有効活用を図るとともに、監査機能の充実を図ります。

⁴⁵ アセットマネジメント：33ページ参照

■ これからの課題 ■

- 1 情報公開制度については、職員の理解向上と行政文書の適正な管理が必要であるほか、制度の利便性を向上させ、行政情報の利用の促進を図る必要があります。
- 2 NPO等との協働推進については、協働意識の醸成をより一層深めるとともに、NPOと地縁団体の交流を支援する必要があります。
- 3 地域協働⁴⁶の取組については、市民の理解を深めながら順次拡大を図り、多様な主体による地域づくりを進めていく必要があります。
- 4 まちづくり懇談会については、懇談内容の充実を図る必要があります。
- 5 パブリックコメント⁴⁷については、案件により市民等の意見の提出状況に開きがあることから、より多くの意見が提出されるよう取り組む必要があります。
- 6 パブリックインボルブメント⁴⁸については、更に、多くの機会に活用すべく制度の周知等の取組が必要です。

■ 基本的方向 ■

- 1 職員の情報公開制度の理解向上に関する指導を徹底するとともに、各種行政資料の公表のほか、文書件名のインターネットでの公開など、情報公開の推進に努めます。
- 2 市民講座等を通じて、市民が市政に対し提案・参加しやすい環境づくりを推進するとともに、職員に対する説明会等により協働意識の醸成を図るほか、「もりおか市民活動支援室⁴⁹」を活用し、NPOや地縁団体、企業等に対する支援の充実に努めます。
- 3 地域協働については、平成23年度のモデル地区での試行の検証を行うとともに、制度の周知と取り組むための環境を整備し、地区の拡大を図ります。
- 4 まちづくり懇談会では、地域の課題に配慮しながら市民の提言や意見を懇談事項として、ともに考え、建設的な議論が深まるような運営に努めます。
- 5 パブリックコメントについては、市民が理解しやすいよう論点の整理、図表の活用による分かりやすい資料を添付することや説明会の開催などにより、広く意見が提出される環境を整えるよう努めます。
- 6 パブリックインボルブメントについて、更に制度の周知に努め、市事業等における企画、構想段階からの住民参画を推進します。

⁴⁶ 地域協働：地域の課題を解決するための方策や地域で必要とされる公益・公共サービスについて、町内会・自治会、NPO、企業と行政が相談して役割分担を決めて実行していく取組をいいます。

⁴⁷ パブリックコメント：重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定する仕組みです。

⁴⁸ パブリックインボルブメント：直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが、都市計画や公共事業などの構想・計画段階や事業実施段階において、住民がその計画等の策定に加わることをいいます。

⁴⁹ もりおか市民活動支援室：町内会・自治会、NPO等の活動支援や連携支援を行い、団体の活動活性化と市民協働のまちづくり実現のための基盤整備を行います。（プラザおでって1階）

■これからの課題■

- 1 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 2 事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置及び積極的な民間委託の推進などを通じて、一層の定員管理の適正化を推進する必要があります。
- 3 職員の給与等勤務条件について、国、県や他団体との均衡の観点等から、一層の適正化を推進する必要があります。
- 4 厳しい財政状況の中、市民の負託に応え信頼される質の高い行政を実現するため、まちづくりの担い手である職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、政策形成能力や職務遂行能力の向上など、職員の能力開発を推進する必要があります。
- 5 職員が心身ともに健康で能力を十分に發揮し、公務能率の維持・向上が図られるよう、職員の安全衛生管理を推進する必要があります。

■基本的方向■

- 1 中核市としての機能を十分に發揮でき、真に取り組むべき課題に重点化された組織の実現を目指して、全庁的な取組により、政策目標を効果的に達成し得る簡素で効率的な組織・人員体制を整備します。
- 2 「盛岡市定員適正化計画」及び「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」に基づき、事務事業や施策の内容、対応すべき行政需要の範囲等を検証しながら、自治体規模及び行政目的に見合った適正な職員定数とします。
- 3 人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告の動向等を踏まえ、職員団体とも協議を進めながら、市民の理解が得られる適正な給与等勤務条件とします。
- 4 職員が自律的に学び、新たな課題等に挑戦していく意欲を高められるよう策定した「人を活かす人事システム」の各制度を効果的に運用することにより、選択研修及び派遣研修等における公募の実施、キャリア開発研修の実施、民間企業への派遣研修の実施など、引き続き研修内容の充実に努めるとともに、職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土を醸成することにより、市民起点に基づく市民サービスの向上を図ります。
また、公正な職務の執行の確保のための職員の意識改革の徹底を図り、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立します。
- 5 職員の安全管理の一層の充実を図り、公務上及び通勤途上の災害の防止に努めるとともに、各種健康診断や健康相談、メンタルヘルス⁵⁰研修会の実施などにより、職員の心身の健康の保持・増進に努めます。また、職員の元気回復を図るため、各種レクリエーション行事の開催や人間ドック利用補助等の福利厚生事業を実施します。

⁵⁰ メンタルヘルス：精神の健康促進を図ったり、精神障害の予防や治療を図ったりする活動及び研究のことです。

■これからの課題■

- 1 市民が、より快適に、行政手続や窓口サービスを利用できるように、窓口事務の改善が求められています。
- 2 諸証明交付サービスに係る利用者の利便向上に向けて、住民票の写し・印鑑登録証明書の自動交付機の利用を推進する必要があります。
- 3 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの向上に向けて、カードの利活用とカードの普及推進が求められています。
- 4 市民がいつでもどこでも、より簡単に行政手続や情報入手が行える電子市役所を構築し、行政サービスの向上を図る必要があります。

■基本的方向■

- 1 窓口サービス向上対策推進方針と実施計画に基づき、窓口事務の改善を推進します。
- 2 自動交付機の稼働状況や設置効果等を検証し、民間施設への設置も含め、自動交付機の利用推進に向けた調査を行います。
- 3 住民基本台帳カードの活用については、総務省が実施する証明書類コンビニ交付の実証実験等の動向を見守りながら検討します。
- 4 行政サービスの向上と行政事務の効率化に向けて、電子入札システムの全面運用を開始し、利用促進を図ります。

↓ 交付番号表示板の文字が大きくなりました



市庁舎本館1階 市民登録課窓口

■ これからの課題 ■

- 1 国では、地域の自主性及び自立性を高めるため、平成23年度には地方分権推進計画に基づく義務付け・枠付けの見直しを行うなど、地方分権を推進しており、県においても県事務の市町村への権限移譲を推進していることから、中核市として市民サービスの向上を図るため、これらのメリットを最大限に生かしたまちづくりを推進する必要があります。
- 2 住民の日常生活圏や産業活動の広域化とともに、全国的に地域間競争がますます激しくなる中で、盛岡広域の市町村と協力して地域資源の活用を図るとともに、共通課題の解決に向けて連携し取り組む必要があります。
- 3 地方分権が進展する中で、市の現状と課題を踏まえた政策立案や職員の政策形成能力の向上を図る必要があります。
- 4 「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現するため、総合特区⁵¹や構造改革特区、地域再生計画などの制度活用を図り、市民や関係団体等への更なる周知に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 国、県から移譲された多くの権限を生かし、住民に最も身近な行政主体として、地域における行政の自主的、総合的な実施の役割を担い、中核市にふさわしい自立した都市を創造します。また、県事務のうち主に政令市や盛岡広域振興局が行っている事務や市が担う方が住民福祉の向上につながる事務について、県からの権限移譲を更に推進します。
- 2 8市町村の首長で構成する盛岡広域市町村長懇談会において、構成市町村共通の行政課題に連携して取り組み、求心力のある中核的な都市圏の形成、圏域の一体的な発展及び住民福祉の一層の向上を図ります。
- 3 岩手県立大学との共同により設置している「盛岡市まちづくり研究所」において、引き続き市の施策に反映すべき研究を進めます。
- 4 総合特区や構造改革特区、地域再生計画などについて、地域の活性化につながる効果的な制度利用を図れるよう職員の情報共有を徹底し、ホームページや広報紙等を活用し広く市民や関係団体等への周知を図り、制度利用の促進に努めます。

⁵¹ 総合特区：地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施するものです。主として規制の特例措置を対象とする構造改革特区とは財政上等の支援の有無で異なります。